

日立市監査告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年6月30日

日立市監査委員 橋本 仁一

同 飛田 謙一

## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部課所等

都市建設部

常陸多賀駅周辺地区整備課、幹線道路整備促進課、都市政策課、住政策推進課

さくら課、都市整備課、道路建設課、用地課、道路管理課、建築指導課

公共建築課

上下水道部

総務課、経理課、料金課、水道課、浄水課、下水道課、浄化センター

議会事務局

### 2 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 監査の実施期間

令和8年4月7日から令和8年5月27日まで

### 4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び着眼事項を主眼に監査を実施した。

### 5 監査の結果

監査の結果、道路占用料の算定方法の誤りについての指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上